

神奈川県屋外広告物条例施行規則（安全点検規定） の一部改正について

1 改正の理由

近年、全国各地で屋外広告物の落下等の事故が発生しており、本県では平成29年に屋外広告物条例施行規則を改正し、継続許可申請の際に点検報告書の提出を義務付けているが、屋外広告物の安全対策のさらなる推進を図るため、より実効性の高い安全点検を実施することができるよう資格要件・点検項目等の見直しを行う。

2 改正の概要

(1) 有資格者による点検が必要な広告物の見直し

広告物のうち、建築物の壁面に直接表示するもの及び建築物に光を投影して表示するものは、有資格者による点検の対象から除外する。

(2) 資格要件の見直し

建築士（一級・二級）及び屋外広告物点検技能講習修了者についても、屋外広告物の点検を行うための知識・技術を有していると認められるため、新たに点検資格に加える。

	広告物の種類	資格
現行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 ・ 広告板 ・ アーケードに設置するもの ・ 案内板 ・ アーチ ・ 広告幕のうち表示面が固定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物講習会修了者 ・ 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者 ・ 知事がこれらと同等以上の知識を有すると認定した者
改正案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 ・ 広告板 ・ アーケードに設置するもの ・ 案内板 ・ アーチ ・ 広告幕のうち表示面が固定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物講習会修了者 ・ 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者 ・ 知事がこれらと同等以上の知識を有すると認定した者 ・ <u>一級建築士又は二級建築士</u> ・ <u>屋外広告物点検技能講習修了者</u>※

※ 屋外広告物点検技能講習修了者について

屋外広告物点検技能講習は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会と公益社団法人日本サイン協会の共催により全国で実施されている、屋外広告物の点検に特化した内容の講習であり、国土交通省の屋外広告物条例ガイドラインでも点検資格の例として示されている。

(3) 点検報告書の添付書類の見直し

資格者による点検が行われているかの確認を徹底するため、これまで任意で提出を求めていた「資格等を有することを証する書面の写し」を必須書類として規則に規定する。

(4) 点検項目の細分化

点検のポイントをより具体的に示すため、平成 29 年 7 月に国土交通省から示された「屋外広告物の安全点検に関する指針 (案)」に合わせて、点検報告書の点検項目を現行の 5 項目から 17 項目に細分化する。

現行	1 接合部、支持部分等の変形・腐食 2 主要部材の変形・腐食 3 ボルト・ビス等の緩み・劣化 4 表示面の汚染・退色・剝離 5 表示面の破損	
改正案	点検箇所	点検項目
	基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
		2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
		2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落
	取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
		2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
		3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
		2 側板・表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
		3 周辺機器の劣化、破損
	その他	1 附属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他附属品）の腐食、破損
		2 避雷針の腐食、損傷
3 その他点検した事項（ ）		

3 今後のスケジュール

令和 4 年 1 月～ 2 月 パブリックコメントの実施
 令和 4 年 3 月 規則改正
 令和 4 年 9 月 1 日 施行